

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和7年11月14日

こども家庭庁成育局保育政策課

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令案について、令和7年10月10日（金）から令和7年11月9日（日）まで御意見を募集したところ、計4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容について整理し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
1	<p>へき地保育所についてのみ要件を緩和するための改正かと思うのですが、「改正の内容」の記載を見る限り、「特例保育を行う事業所」全てについて要件を緩和してしまっています。</p> <p>法の「特例保育」の定義上、これでは、へき地保育所以外の、特例地域型保育給付費の支給に関係のない大量の認可外保育所まで、要件緩和の対象となってしまうのではないのでしょうか？</p>	<p>今回の改正は、特例地域型保育給付費（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に係るものに限る。）に係る特例保育を行う事業所を対象とした要件緩和を実施するものであり、へき地保育所以外の認可外保育施設まで対象とするものではありません。この点については、通知において明確化を図ることとしております。</p>

その他3件、今回の改正とは関係のない御意見をいただきました。